



熊本県公報

第 1 2 5 8 0 号

平成 28 年 12 月 16 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○平成 28 年度熊本県家畜商講習会の開催	(畜産課) 1
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(//) 4
○道路の区域変更	(//) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 4
○土砂災害警戒区域の指定	(//) 6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 6
○土砂災害警戒区域の指定	(//) 8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 8
○八代都市計画八代港臨港地区内における分区指定の変更	(港湾課) 10
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 10
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 10
○道路の位置指定	(建築課) 11
○平成 29 年度熊本県入札参加者資格審査申請 (県外建設業者)	(監理課) 11
○平成 29 年度熊本県入札参加者資格審査申請 (測量・建設コンサルタンツ等)	(//) 13
○熊本都市計画道路の変更	(都市計画課) 17
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 17
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(//) 18
登 載 依 頼	
○学校教育法施行細則の一部を改正する規則	(学校人事課) 18

告 示

熊本県告示第 1064 号

家畜商法 (昭和 24 年法律第 208 号) 第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成 28 年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。
平成 28 年 12 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引の事業を営もうとする者又は家畜の取引の業務に従事しようとする者
- 3 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時
平成 29 年 2 月 1 日午前 8 時 50 分から午後 5 時まで
平成 29 年 2 月 2 日午前 8 時 50 分から午後 5 時 15 分まで
 - (2) 場所
熊本県立農業大学校 (教育棟 2 階視聴覚室)
所在地：熊本県合志市栄 3805
電 話：096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間
- 5 受講申込方法
 - (1) 講習会を受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書 (知事が別に定める様式) に必要事項を記入の上、講習会受講手数料 3,300 円 (熊本県収入証紙による。) 及び写真 2 枚 (申込前 6 月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できる

もので、縦4センチメートル、横3センチメートル程度のもの)を添えて、平成29年1月12日までに所管の各熊本県広域本部地域振興局農業普及・振興課(熊本市に住所を有する者)にあっては、熊本県中央広域本部熊本農政事務所農業普及・振興課)に提出すること。ただし、熊本県立農業高等学校の生徒にあっては、同校校長を経由して熊本県農林水産部生産経営局畜産課に提出すること。また、熊本県外に住所を有する者は、直接、熊本県農林水産部生産経営局畜産課に提出すること。

(2) 受講の申込みをした者には、家畜商講習会受講票(知事が別に定める様式)を交付する。

(3) 徴収した受講手数料は、返還しない。

6 講習の免除に係る特例措置

家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項ただし書の規定により、獣医師の免許を受けている者及び家畜人工授精師の免許を受けている者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付すること。

なお、免除の特例措置の適用を受ける者には、講習科目の一部が免除される。

7 修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者には、講習会の終了後、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講者は、講習会に家畜商講習会受講票及び筆記具を持参すること。
- (2) 講習会開始の20分前までに、開催場所に設置された受付に家畜商講習会受講票を提出し、受付を済ませること。

熊本県告示第1065号

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。
平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
固定式刺し網漁業	建網漁業	天草海

2 申請期間

平成28年12月16日から平成28年12月22日まで

熊本県告示第1066号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

小清水地区急傾斜地崩壊危険区域

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱38号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱38号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番地
1	玉東町	上白木字鐘丸	185-3
2	〃	〃	201-1
3	〃	〃	201-1
4	〃	〃	185-2
5	〃	〃	185-1
6	〃	〃	185-1
7	〃	〃	185-1
8	〃	〃	185-1
9	〃	〃	185-1
10	〃	〃	185-1
11	〃	白木字鐘丸	2004
12	〃	〃	2005-2
13	〃	〃	2005-1
14	〃	〃	2005-1
15	〃	〃	2005-1
16	〃	〃	1998-1

17	〃	〃	1998-1
18	〃	〃	1992
19	〃	〃	1992
20	〃	〃	1992
21	〃	上白木字鐘丸	191
22	〃	〃	191
23	〃	〃	191
24	〃	〃	191
25	〃	〃	191
26	〃	〃	190-1
27	〃	〃	190-1
28	〃	〃	190-1
29	〃	〃	190-1
30	〃	〃	190-1
31	〃	〃	187
32	〃	〃	187
33	〃	〃	187
34	〃	〃	201-7
35	〃	〃	201-7
36	〃	〃	201-7
37	〃	〃	201-7
38	〃	〃	201-7 地先道路敷

(2) 次に掲げる土地に存する標柱39号から標柱49号までを順次結んだ線及び標柱39号と標柱49号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
39	玉東町	白木字鐘丸	1991-1
40	〃	〃	1991-1
41	〃	〃	1991-1
42	〃	〃	1991-1
43	〃	〃	1991-2
44	〃	上白木鐘丸	191 地先道路敷
45	〃	〃	191
46	〃	〃	191
47	〃	〃	191
48	〃	〃	191
49	〃	白木字鐘丸	1992

熊本県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年12月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡和水町大字中和仁字西山 798番12地先から 同所 798番62地先まで	前	5.5 ～ 20.4	353.0	単防災 (通)
			後	5.5 ～ 20.4		
				3.1		

			～	363.0	
			16.2		

2 区域を変更する期日 平成28年12月16日

熊本県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年12月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代不知火線	八代市鏡町野崎字老番割 814番4地先から 同所 無番地（官有地）地先まで	前	10.2	116.8	橋梁災害復旧
				～		
				12.0	152.7	
				3.9		
			後	～	116.8	
				14.3		
				10.2	152.7	
				～		
12.0	84.6					
3.9						
～	84.6					
14.3						
7.3	84.6					
～						
18.4						

2 区域を変更する期日 平成28年12月16日

熊本県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年12月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字横山 4066番1地先から 同所 4070番1地先まで	前	9.0	150.0	24条 工事
				～		
			後	9.2	150.0	
				9.0		
～	150.0					
14.0						

2 区域を変更する期日 平成28年12月16日

熊本県告示第1070号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
皆越 A	あさぎり町皆越	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
皆越 B	あさぎり町皆越	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
白髪野	あさぎり町皆越	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
浜の上-1	あさぎり町須恵	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
浜の上-2	あさぎり町須恵	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
浜の上-3	あさぎり町須恵	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
浜の上-4	あさぎり町須恵、多良木町多良木	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
石坂 (覚井 A)	あさぎり町須恵	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
湯原 A	あさぎり町須恵	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
石坂 A	あさぎり町須恵	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
永峯-1	あさぎり町深田北	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
永峯-2	あさぎり町深田北	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
西 A (城 A) - 1	あさぎり町深田西	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
西 A (城 A) - 2	あさぎり町深田西	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
西 A (城 A) - 3	あさぎり町深田西	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
西 A (城 A) - 4	あさぎり町深田西	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
西 B (城 B) - 1	あさぎり町深田西	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
西 B (城 B) - 2	あさぎり町深田西	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
西 C (城 C) - 1	あさぎり町深田西	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
西 C (城 C) - 2	あさぎり町深田西	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
荒茂 D	あさぎり町深田北	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
城	あさぎり町深田西	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

(別図 1 から別図 22 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 7 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小筵川	美里町小筵	別図 1 のとおり	土石流
三加川	美里町三加	別図 2 のとおり	土石流
梶 1 - 2	美里町中郡	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊
小夏 - 1	美里町二和田	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊
耳取 - 1	美里町三和	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 0 7 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上三加川	美里町三加	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
高木 - 1	美里町中郡	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
高木 - 2	美里町中郡	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
高木 - 3	美里町中郡	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
梶 1 - 1	美里町中郡	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
梶 1 - 3	美里町中郡	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
梶 1 - 4	美里町中郡	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
梶 2 - 1	美里町中郡	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
梶 2 - 2	美里町中郡	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
梶 2 - 3	美里町中郡	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり

平原 1	美里町萱野	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
平原 2	美里町萱野	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
小筵 1	美里町小筵	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
佐俣 1-1	美里町佐俣	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
佐俣 1-2	美里町佐俣	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
小筵 2-1	美里町小筵	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
小筵 2-2	美里町小筵	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
小筵 2-3	美里町小筵	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
小筵 3-1	美里町小筵	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
小筵 3-2	美里町小筵	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
小筵 4	美里町小筵	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
小筵 5	美里町小筵	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
小筵 6	美里町小筵	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
佐俣 2	美里町佐俣	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
佐俣 3	美里町佐俣	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
佐俣 5	美里町佐俣	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
佐俣 6	美里町佐俣	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
佐俣 7	美里町佐俣	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
権現前-1	美里町古閑	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
権現前-2	美里町古閑	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
権現前-3	美里町古閑	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
小夏-2	美里町二和田	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
小夏-3	美里町二和田	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
小夏-4	美里町二和田	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり

常海-1	美里町三和	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
常海-2	美里町三和	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
常海-3	美里町三和	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
常海-4	美里町三和	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
常海-5	美里町三和	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
栗崎	美里町栗崎	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
耳取-2	美里町三和	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
谷-1	美里町古閑	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
谷-2	美里町古閑	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
涌井船津-1	美里町涌井	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
涌井船津-2	美里町涌井	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり

(別図 1 から別図 4 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 7 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒石	天草市魚貫町	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 7 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
魚貫	天草市魚貫町	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり

魚貫第一	天草市魚貫町	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
魚貫第二	天草市魚貫町	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
春道	天草市二浦町	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
春道第一	天草市二浦町	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
蔭平川	天草市魚貫町	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
黒石第一	天草市魚貫町	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
黒万ー 1	天草市魚貫町	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
琵琶の首	天草市魚貫町	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
ゴットン川原 (コ トン河原) - 1	天草市魚貫町	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
魚貫 (魚貫 1)	天草市魚貫町	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
高手	天草市魚貫町	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
浦越	天草市魚貫町	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
浦越 (B)	天草市魚貫町	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
琵琶の首 (B) - 1	天草市魚貫町	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
ゴットン川原 (B) (コトン河 原 (B)) - 1	天草市魚貫町	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
ゴットン川原 (B) (コトン河 原 (B)) - 2	天草市魚貫町	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
浦越 (C)	天草市魚貫町	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
浜田	天草市二浦町	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
春道	天草市二浦町	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
八良木ー 1	天草市魚貫町	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
浦越 1ー 1	天草市魚貫町	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
浦越 3	天草市魚貫町	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
浦越 4	天草市魚貫町	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり

魚貫隧道上	天草市魚貫町	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
浦越5	天草市魚貫町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
浦越6	天草市魚貫町	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
銭亀1	天草市魚貫町	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
銭亀2	天草市魚貫町	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
魚貫(魚貫2)ー1	天草市魚貫町	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
出河内ー1	天草市二浦町	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
出河内橋上	天草市二浦町	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり

(別図1から別図32までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1075号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により八代都市計画八代港臨港地区内の分区指定を次のとおり変更する。

なお、分区の指定変更箇所は図面で示し、その図面は、熊本県土木部河川港湾局港湾課及び八代市役所に備え置き、縦覧に供する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

保安港区を工業港区に変更する箇所
八代市大島町の一部

公 告

熊本県公告第768号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2602番の一部
326.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡嘉島町上島1994番地1サンシャインハイツ102
山本 高弘

熊本県公告第769号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営和水東部地区(辻工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営和水東部地区(辻工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年12月19日から平成29年1月23日まで

3 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第770号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
- 2 築造者の氏名 千里殖産株式会社
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字滝川字極田95番2及び同96番4
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 75.47メートル
- 6 指定年月日 平成28年11月15日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第78号

熊本県公告第771号

平成29年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有する者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。
平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
 - (1) 申請方法
 - ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
 - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間
 - ア 郵送の場合
 - 平成29年1月5日（木）から平成29年1月16日（月）まで（平成29年1月16日の消印有効）
 - イ 持参の場合
 - 平成29年1月23日（月）から平成29年1月27日（金）まで
 - 受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 - (3) 提出先
 - ア 郵送の場合
 - 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
 - 熊本県土木部監理課建設業班（入札参加者資格審査申請・県外工事）
 - イ 持参の場合
 - 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 熊本県庁行政棟本館13階1301会議室
 - ※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

頭文字	受付日（来庁日）	頭文字	受付日（来庁日）
ア、カ行	平成29年1月23日（月）	サ、タ行	平成29年1月24日（火）
ナ、ハ行	平成29年1月25日（水）	マ、ヤ行	平成29年1月26日（木）
ラ、ワ行	平成29年1月27日（金）		

- 2 審査対象期間
 - 平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に決算日が属する事業年度
- 3 提出書類及び提出部数
 - (1) 新規申請を行う者（平成28年度及び平成29年度において入札参加者資格を有しない者）の場合

	提出書類	提出部数
ア	入札参加者資格審査申請書＜県外工事＞（様式1）	2部
イ	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※審査時まで当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目（社会性）及び経営状況分析結果通知書の写し	1部
ウ	委任先がある場合にあつては、年間委任状（原本に限る。様式自由） ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示	1部

	があること。	
エ	使用印鑑届（様式2）（原本に限る。）	1部
オ	申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し	1部
カ	委任先がある場合にあっては、受付済みの建設業許可申請書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号別紙2（1）若しくは（2））又は変更届出書（様式第22号の2（第二面））の写し	1部
キ	誓約書兼申請者等調書（様式3）	1部
ク	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
ケ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあっては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
コ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	1部
サ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあっては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿	1部
シ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式4）	1部

特記事項

- 1 書類は、アからシまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
 - 2 郵送による申請をする場合にあっては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）、82円切手貼付）を同封すること。
- (2) 申請業種の変更を行う者（平成28年度及び平成29年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）の場合

	提出書類	提出部数
ア	入札参加者資格審査申請書＜県外工事・申請業種の変更＞（様式1の2）	2部
イ	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※審査時までには当該通知書の送付を受けていない者にあっては、審査済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目（社会性）及び経営状況分析結果通知書の写し	1部
ウ	申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し	1部
エ	委任先がある場合にあっては、受付済みの建設業許可申請書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号別紙2（1）若しくは（2））又は変更届出書（様式第22号の2（第二面））の写し	1部
オ	誓約書兼申請者等調書（様式3）	1部
カ	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
キ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあっては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
ク	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	1部
ケ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式4）	1部

特記事項

- 1 書類は、アからケまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
- 2 郵送による申請をする場合にあっては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）、82円切手貼付）を同封すること。

- 4 資格審査及び結果通知
 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要項(平成15年熊本県告示第221号)の規定により、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類((1)コ(2)クに掲げるものを除く。)に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
 ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
 イ 委任先(熊本県と契約を締結する権限を有する営業所)に許可がない業種
 ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等(以下「事業協同組合等」という。)の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもので、受けている場合は、この限りでない。
 (2) 審査の結果は、平成29年3月末までに文書で通知する予定である。
- 5 入札参加者資格の有効期間
 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 6 注意事項
 (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所(主たる営業所を含む。)は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する」という申請はできない。
 (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
 (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
 なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札システムホームページを確認すること。
 熊本県市町村電子入札システムホームページ
 URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
 電子入札コールセンター(電子入札システムに関する問合せ)
 電話 096-373-2032
- 7 その他
 申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 8 問合せ先
 〒862-8570(県庁専用郵便番号)
 熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
 FAX 096-381-5404

熊本県公告第772号

平成29年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者が、競争入札に参加するのに必要な資格(以下「入札参加者資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請の受付
 (1) 申請方法
 次のいずれかの方法によること。
 ア 郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
 イ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)
- (2) 受付期間
 ア 郵送の場合
 平成29年1月5日(木)から平成29年1月16日(月)まで(平成29年1月16日の消印有効)
 イ 持参の場合
 平成29年1月23日(月)から平成29年1月27日(金)まで
 受付時間:午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出先
 ア 郵送の場合
 〒862-8570(県庁専用郵便番号)
 熊本県土木部監理課建設業班(入札参加者資格審査申請:測量・建設コンサルタント等)
 イ 持参の場合
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館13階1301会議室
 ※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

頭文字	受付日（来庁日）	頭文字	受付日（来庁日）
ア、カ行	平成29年1月23日（月）	サ、タ行	平成29年1月24日（火）
ナ、ハ行	平成29年1月25日（水）	マ、ヤ行	平成29年1月26日（木）
ラ、ワ行	平成29年1月27日（金）		

2 審査対象期間

平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に決算日が属する事業年度。ただし、新規設立法人で平成28年10月1日から申請時まで第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。

3 受付業種

(1) 測量業務 次に掲げるものをいう。
ア 測量一般（測量（地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）をいう。）

イ 地図の調整（測量の成果を用いて行う地図の作成をいう。）

ウ 航空測量（航空機等を使用して空中から行う測量をいう。）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
ア 建築一般（建築工事全般に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）

イ 意匠（建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）

ウ 構造（建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）

エ 暖冷房（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）

オ 衛生（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）

カ 電気（建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）

キ 建築積算（建築工事に係る積算をいう。）

ク 機械設備積算（建築工事に係る機械設備に関する積算をいう。）

ケ 電気設備積算（建築工事に係る電気設備に関する積算をいう。）

コ 調査（アからケまでに掲げるもの以外の建築工事に関する調査をいう。）

サ 耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）

シ 地区計画及び地域計画（住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建築物の調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。

ア 物件、権利調査（土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務等をいう。）

イ 事業関連調査（事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事実認定申請図書等の作成業務等をいう。）

ウ 登記手続等（登記手続に関する業務等をいう。）

(6) 白あり駆除関係業務

4 提出書類及び提出部数

(1) 新規申請を行う者（平成28年度及び平成29年度において入札参加者資格を有しない者）の場合

	提出書類	提出部数
ア	入札参加者資格審査申請書＜測量・建設コンサルタント等＞（様式1）	2部
イ	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表（様式2）	1部
ウ	委任先がある場合にあっては、年間委任状（原本に限る。様式自由） ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	1部
エ	使用印鑑届（様式3）（原本に限る。）	1部
オ	誓約書兼申請者等調書（様式4）	1部
カ	登録証明書等の写し （ア）測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し （イ）建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者	1部

	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し （ウ）その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し	
キ	測量等実績調書（様式5）	1部
ク	技術者資格等一覧表（様式6）	1部
ケ	技術者経歴書（様式7）	1部
コ	法人にあっては、商業登記の履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあっては、市町村発行の身分（身元）証明書の写し ※発行後、3か月以内のものに限る。	1部
サ	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
シ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
ス	申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合にあつては、申請日現在において有効な審査登録証（ISOの認証機関である公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの）等の写し （※委任先がある場合には、委任先が登録範囲に含まれていることが分かる書類（付属書・組織図等）を添付すること。	1部
セ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	1部
ソ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿	1部
タ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式8）	1部

特記事項

- 1 書類は、アからタまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
 - 2 郵送による申請をする場合にあつては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）、82円切手貼付）を同封すること。
- （2）申請業種の変更を行う者（平成28年度及び平成29年度において入札参加者資格を有する者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）の場合

	提出書類	提出部数
ア	入札参加者資格審査申請書＜測量・建設コンサルタント等、申請業種の変更＞（様式1の2）	2部
イ	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表（様式2）	1部
ウ	誓約書兼申請者等調書（様式4）	1部
エ	登録証明書等の写し （ア）測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による	1部

	登録を証する書面の写し (イ) 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し (ウ) その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し	
オ	測量等実績調書（様式5） ※新たに申請する業種に限る。	1部
カ	技術者資格等一覧表（様式6） ※新たに申請する業種に限る。	1部
キ	技術者経歴書（様式7） ※新たに申請する業種に限る。	1部
ク	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
ケ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。	1部
コ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	1部
サ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式8）	1部

特記事項

- 1 書類は、アからサまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
- 2 郵送による申請をする場合にあつては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）、82円切手貼付）を同封すること。
- 5 資格審査及び結果通知
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類（(1)セ(2)コに掲げるものを除く。）に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
 - ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前の2か年において実績がない業種（希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要）
 - イ 測量法第55条の規定による登録がない場合の測量業務
 - ウ 建築士法第23条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般
 - エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
 - (2) 審査の結果は、平成29年3月末までに文書で通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 7 注意事項
 - (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタントは本店、建築関係建設コンサルタントは支店で契約する」という申請はできない。
 - (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はし

- ない。
- (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
 なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札システムホームページを確認すること。
 熊本県市町村電子入札システムホームページ
 URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
 電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
 電話 096-373-2032

- 8 その他
 申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 9 問合せ先
 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
 熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
 FAX 096-381-5404

熊本県公告第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、益城町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 益城町大字広崎、大字福富、大字惣領、大字馬水、大字安永、大字宮園、大字木山、大字辻の城、及び大字寺迫の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 熊本県土木部道路都市局都市計画課、県央広域本部土木部技術管理課及び益城町都市計画課
- 4 縦覧期間
 平成28年12月16日から平成29年1月5日まで（行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第774号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 メガセンタートリアル大津店
 菊池郡大津町大字室字北出口1399番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住所
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男	福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成29年8月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 5,800平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 建物南側及び東側 328台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 建物南西側 56台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 建物西側 138平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 廃棄物等保管施設① 建物内北西側 11.98立方メートル
 廃棄物等保管施設② 建物内南西側 18.76立方メートル
 合計 30.74立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南西側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成28年11月30日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成28年12月16日から平成29年4月16日まで

熊本県公告第775号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成28年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス八代鏡店
八代市鏡町下村字南開1474番1ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称
（変更前） 東京センチュリーリース株式会社
（変更後） 東京センチュリー株式会社
- 3 変更の年月日
平成28年10月1日
- 4 届出年月日
平成28年11月25日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成28年12月16日から平成29年4月16日まで

登載依頼

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月16日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則14号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則
学校教育法施行細則（昭和33年熊本県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第31条第1項」を「第40条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）」に、「児童生徒」を「学齢児童又は学齢生徒」に、「市町村学校組合」を「又は市町村学校組合」に、「届出書」を「教育事務委託届出書」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第8条関係）

教育事務委託届出書

学校教育法第40条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、学齢児童（生徒）の全部（一部）の教育事務を 市（町村）・ 学校組合に委託したので、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

教育委員会 印

熊本県教育委員会 様

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。